

八戸市健康福祉審議会の概要について

1 設置目的

審議会は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項の規定による調査審議をするため設置する。

（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年条例 11 号）第 32 条）

2 職務

- 市長の諮問に応じ、健康福祉施策の基本的事項及び社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 健康福祉施策の基本的事項及び社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 健康福祉分野に係る個別行政計画の調査・審議・進行管理を行う。

3 会議

- 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

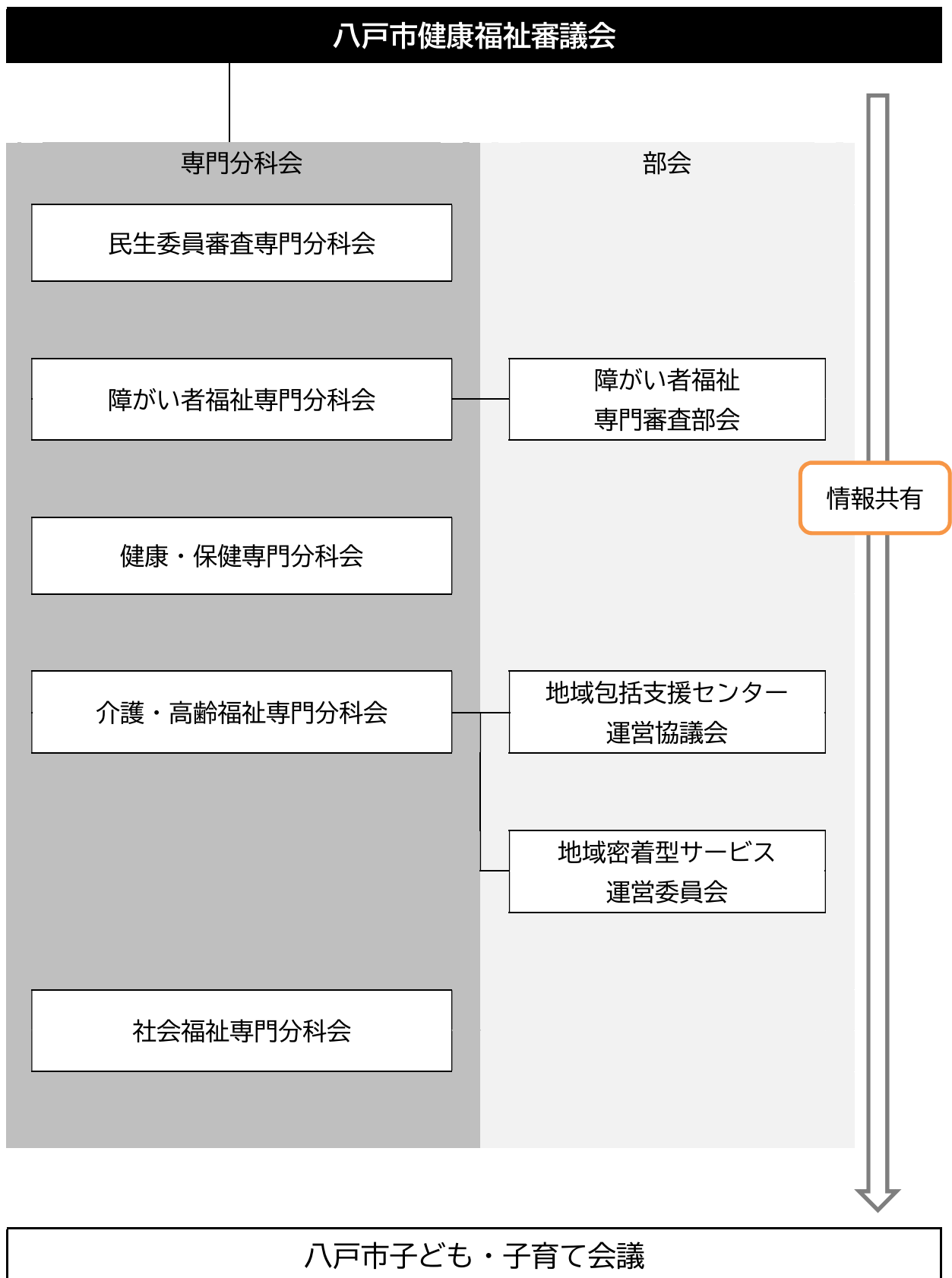
4 体制

- 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、「専門分科会」を置く。
- 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて「部会」を置くことができる。

【現在の体制】 5 専門分科会・3 部会（次頁体系図参照）

- 専門分科会は、審議会会長が指名した委員をもって組織する。また、部会は、当該専門分科会に属する委員のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあっては審議会会長が指名した者を、それ以外の部会にあっては当該専門分科会長が指名した者をもちて組織する。
- 専門分科会及び部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

八戸市健康福祉審議会 体系図



5 令和7年度の会議開催予定

健康福祉審議会

第1回 令和7年6月30日（月）

- ＜内容＞
- ・委嘱状交付
 - ・組織会
 - ・健康福祉審議会の概要
 - ・健康福祉審議会の運営方法
 - ・健康福祉分野に関する市の組織及び事務事業

第2回 令和8年3月24日（火）

- ＜内容＞
- ・各専門分科会 令和7年度開催報告
 - ・子ども・子育て会議 令和7年度開催報告

民生委員審査専門分科会

第1回 未定

- ＜内容＞
- ・一斉改選後の民生委員・児童委員の委嘱状況等

障がい者福祉専門分科会

第1回 令和7年8月下旬

- ＜内容＞
- ・第4次八戸市障がい者計画の実績報告
 - ・第7期八戸市障がい福祉計画の実績報告

第2回 令和8年1月下旬

- ＜内容＞
- ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況（詳細未定）

障がい者福祉専門審査部会

今年度開催予定なし

健康・保健専門分科会

第1回 令和8年1月下旬～2月上旬

- ＜内容＞
- ・八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」実績報告
 - ・第三次八戸市健康増進計画について

介護・高齢福祉専門分科会

第1回 令和7年7月30日（水）

- ＜内容＞
- ・第9期八戸市高齢者福祉計画の実施状況報告
 - ・第9期八戸市高齢者福祉計画に基づく施設整備について（残床公募）
 - ・第10期八戸市高齢者福祉計画の策定に向けた調査について

第2回 令和8年2月18日（水）

- ＜内容＞
- ・令和6年度八戸市介護保険事業の概要について
 - ・第9期八戸市高齢者福祉計画に基づく施設整備について（結果報告）

地域密着型サービス運営委員会

今年度開催予定なし

地域包括支援センター運営協議会

第1回 令和7年8月上旬

- ＜内容＞
- ・令和6年度地域包括支援センター事業報告
 - ・令和7年度事業計画について

第2回 令和8年2月上旬

- ＜内容＞
- ・令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

社会福祉専門分科会

第1回 令和7年8月29日（金）

- ＜内容＞
- ・第4期八戸市地域福祉計画の実施状況報告

平成19年3月28日条例第11号

第4章 健康福祉審議会

- 第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定による調査審議をするため、八戸市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、健康福祉施策に関する基本的な事項及び社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、前項の事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
- (1) 市議会の議員
 - (2) 社会福祉事業に従事する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 保健医療関係者
 - (5) 地域支援関係者
 - (6) 公募に応じた者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
- 7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

社会福祉法(昭和26年法律第45号) <関係部分抜粋>

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

八戸市健康福祉審議会規則

平成19年3月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例(平成19年八戸市条例第11号)第32条第7項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障がい者福祉専門分科会

(3) 健康・保健専門分科会

(4) 介護・高齢福祉専門分科会

(5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員(次条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。)をもって組織する。

5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。

6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定める。

7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「当該専門分科会に属する委員(第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。)」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会(以下「障がい者福祉専門審査部会」という。)を置く。

3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス運営委員会

(2) 地域包括支援センター運営協議会

4 部会は、当該専門分科会に属する委員(前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。)のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあっては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあっては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。

5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

7 部会長は、部会の会務を掌理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会(障がい者福祉専門審査部会を除く。)の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。

10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい

者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。

11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員(第6条第1項に規定する臨時委員にあつては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。)」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

八戸市健康福祉審議会の運営方法について

- 1 全体会議は原則として公開とする。
- 2 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- 3 会議における発言の要旨は、会議録として記録し、公開する。
- 4 専門分科会・部会の運営方法は、各専門分科会・部会にて設定する。

[参考]

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱(平成 27 年4月1日改正)

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

(中 略)

(2)個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

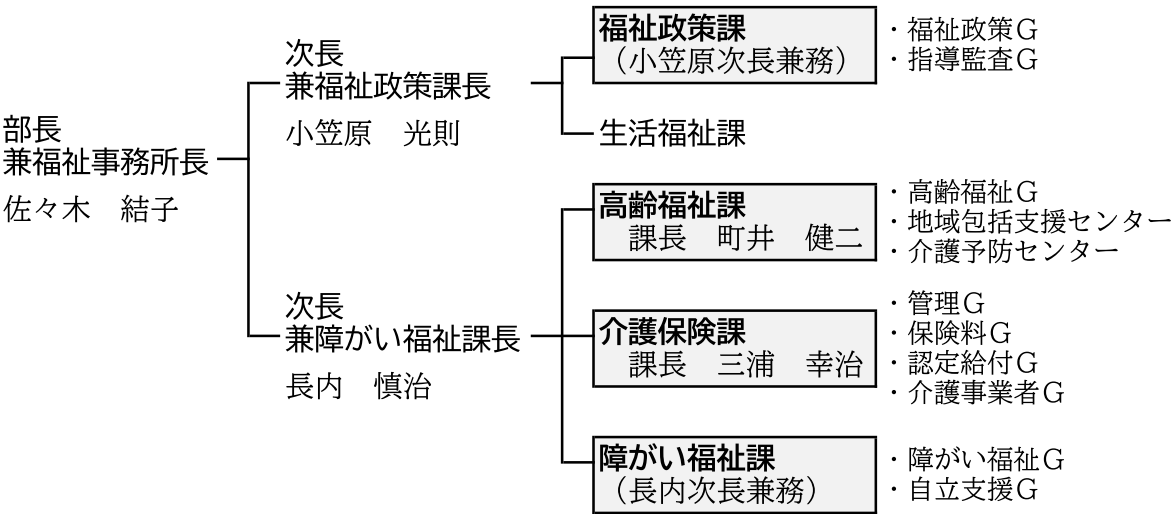
(3)会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

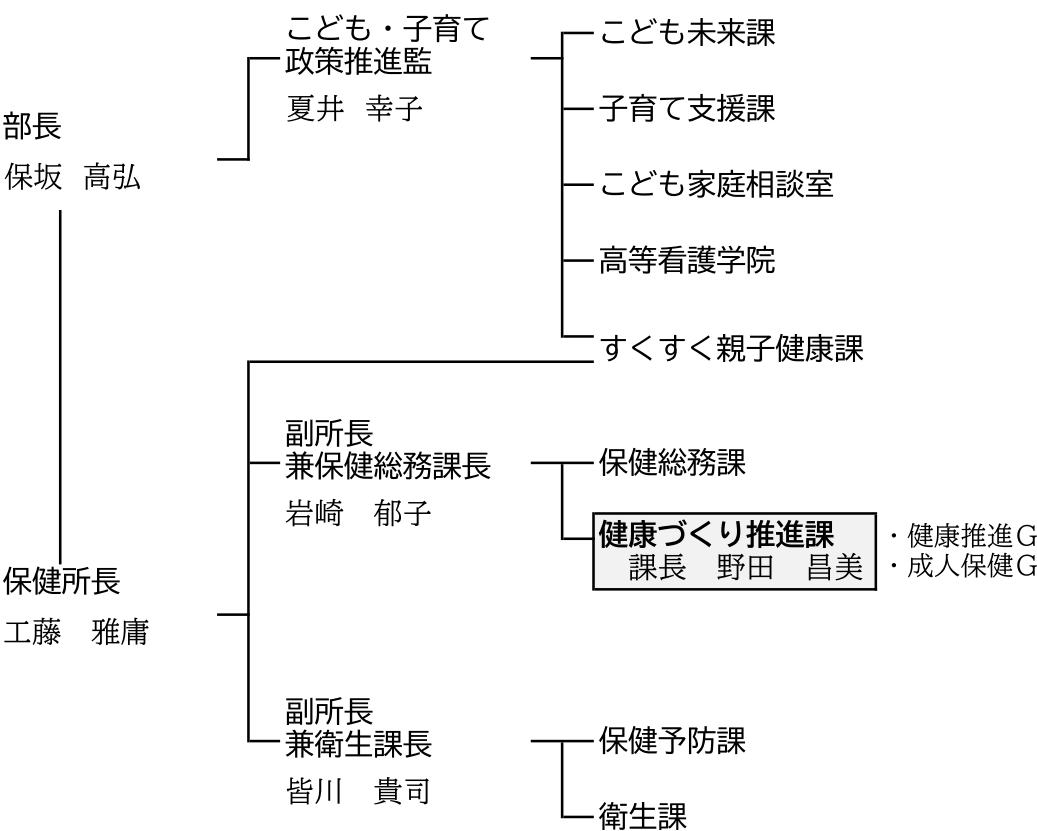
第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。
この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

健康福祉分野に関する市の組織及び事務事業について

◎福祉部



◎こども健康部



福祉政策課の事務

主な担当事務	① 福祉政策に係る調査及び総合調整に関すること。 ② 地域福祉計画に関すること。 ③ 民生委員及び児童委員並びに民生委員推薦会に関すること。 ④ 避難行動要支援者の支援に関すること。 ⑤ 災害弔慰金の支給等に関すること。 ⑥ 社会福祉法人の定款等の認可及び指導監査等に関すること。 ⑦ 社会福祉施設等の指導監査等(他課の分掌に係る事務を除く。)に関すること。 ⑧ 旧軍人等の恩給及び戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 ⑨ 社会福祉関係団体の育成等及び社会福祉協議会に関すること。 ⑩ 八戸市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 ⑪ 日本赤十字社に関すること。 ⑫ 福祉公民館に関すること。 ⑬ 総合福祉会館に関すること。 ⑭ 地域集会施設に関すること。 ⑮ 市民保養施設に関すること。 ⑯ 部内の調整に関すること。 ⑰ 部内他の課に属しない事項
令和7年度の 主な事務・事業	■民生委員・児童委員に関する事業 民生委員・児童委員の推薦、委嘱及び解嘱に関する事務、活動支援、新任委員の研修等により地域福祉の充実を図る。3年に一度の一斉改選が本年12月1日に行われる。 ■重層的支援体制整備事業 複合的な課題を持つ相談者等に対し、包括的に相談を受け止め、支援関係機関が連携して支援する体制を整備するため、分野横断的な支援ネットワークの構築を推進する。 ■避難行動要支援者事業 要介護度や障がい等級が高いなどの理由により、災害時に自力での避難が困難な方の避難行動を支援するため、要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、民生委員、消防団、自主防災組織、町内会その他の避難支援関係者との連携による支援体制の充実を図る。 ■福祉避難所整備事業 市福祉避難所に指定されている市所管施設(福祉公民館、福祉体育館、更生館、総合福祉会館)の整備のほか、社会福祉法人等の施設である施設福祉避難所の更なる拡充を図り、災害時の要配慮者の安全・安心な避難生活の確保に努める。 ■社会福祉法人、社会福祉施設の指導監督 平成25年4月から青森県より事務権限が移譲となった社会福祉法人の定款認可、指導監査等のほか、中核市移行等に伴い指導監査権限が移譲となった社会福祉施設において、経理を福祉政策課が、また、運営及び施設利用者の処遇を施設所管課が担当し、連携して行う。 ■地域集会所整備費補助金に関する事務 住民自らが地域集会所の新築、建替え及び改修等の整備を行う経費について、補助金を交付する事務を行う。

主な担当事務	① 老人福祉法に基づく福祉の企画及び調整に関すること ② 老人福祉施設の設置運営及び維持修繕に関すること ③ 老人等特別乗車証の発行に関すること ④ 敬老祝金の支給に関すること ⑤ 老人福祉法に基づく関係団体の育成に関すること ⑥ 地域包括支援センターの運営に関すること ⑦ 介護予防センターの運営に関すること ⑧ 老人居宅生活支援事業等に係る設置等の届出の受理、立入検査等に関すること ⑨ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの許可、指導監査等に関すること ⑩ 軽費老人ホームの届出の受理、許可、指導監査等に関すること ⑪ 有料老人ホームの届出、立入検査等に関すること ⑫ その他高齢者の福祉に関すること
令和 7 年度の 主な事務・事業	■介護予防センター運営事業 高齢者自らが、健康なうちから介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう、保健師・管理栄養士・作業療法士・理学療法士・介護支援専門員等の専門職を配置し、体操会や集いの場、介護予防教室、介護予防相談等を行い介護予防の普及啓発を行っている。また、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族を支援する認知症サポーター養成講座の開催や、認知症に関する正しい知識の普及と関係機関との連携強化を目的に、認知症フォーラムを開催する。 ■地域包括支援センター運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように様々な支援を行う総合機関として、市内 12 圏域に委託型地域包括支援センター(高齢者支援センター)を設置して包括的支援及び介護予防支援を行う。また、市は、基幹型地域包括支援センターとして高齢者支援を統括し、高齢者支援センターに対し指導・助言等の後方支援を行う。 ■介護予防・日常生活支援総合事業 要支援者や要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防ケアマネジメントのもと訪問型サービスや通所型サービスを提供する。 ■高齢者バス特別乗車証の交付 70 歳以上の高齢者を対象に生きがいづくりや社会参加促進を目的に、市営バス・岩手県北バス(南部バス)の市内乗合バス運行路線を1年間乗車できる特別乗車証をハチカで交付する。 ■シニアはつらつポイント事業 高齢者のボランティア参加を促進し、自身の生きがいや健康保持、介護予防を目的に、介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与する。また、貯まったポイント数に応じて、商品券等へ交換や市内の福祉団体に寄附ができる。 ■社会福祉施設の指導監督及び有料老人ホームの立入検査 社会福祉施設及び有料老人ホームの施設運営や入居者の処遇について、関係課と連携し実地で監査及び指導を行う。

介護保険課の事務

主な担当事務	① 介護保険の給付及び資格の得喪に関すること。 ② 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 ③ 要介護認定(介護認定審査会に関する事務を除く。)に関すること。 ④ 介護サービス事業者等の指定、許可、指導監督等に関すること。 ⑤ その他介護保険事業に関すること。
令和7年度の 主な事務・事業	■介護保険被保険者資格の得喪事務 65 歳年齢到達や要介護認定による資格の取得及び異動・死亡による喪失等の事務を行う。 ■介護保険の給付事務 住宅改修や福祉用具の購入、高額介護サービス費等の申請受付及び給付事務を行うとともに、サービスの内容が過不足のない適切なものとなるよう適正化計画に基づく点検を行う。 ■介護保険料の賦課・徴収事務 65 歳以上の被保険者本人(第1号被保険者)の介護保険料について、世帯の所得状況に応じた保険料賦課、徴収、滞納処分や、やむを得ない特別な理由により、納付が困難となった方に対してその事情に応じた減免に関する事務を行う。 ■要介護認定事務 介護が必要になった方の申請を受け、認定調査や主治医意見書を基に一次判定を行う。介護認定審査会が行う二次判定結果に基づき、要介護度を決定し、要介護認定を行う。 ■介護サービス事業者等の指定、許可、指導監督等事務 当市が所轄する介護サービス事業者等の指定、許可、運営指導等の事務を行う。 ■第9期高齢者福祉計画に関する事務 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、第9期計画(令和6年度～令和8年度)を着実に推進するとともに、進行管理を行う。 ■介護保険に関する各種調査事務 第 10 期高齢者福祉計画(令和 9～11 年度)策定の基礎資料とするため、特別養護老人ホームの入所申込者及び「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための調査を行う。

主な担当事務	① 障がい者計画及び障がい福祉計画に関すること。 ② 自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること。 ③ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 ④ 心身障害者医療費に関すること。 ⑤ 身体障害者手帳の交付等に関すること。 ⑥ 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療に限る。)の指定等に関すること。 ⑦ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査等に関すること。 ⑧ 障がい者福祉団体に關すること。 ⑨ 八戸市身体障害者更生館及び八戸福祉体育館に関すること。 ⑩ その他障がい者の福祉に関すること。
令和7年度の 主な事務・事業	■身体障害者手帳交付等事務 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者福祉手帳の申請受付及び交付・再交付並びにそれに付随する業務(住所・氏名の変更や返還など)を行う。 ■医療費の助成 重度心身障がい者(児)に対して、病院等の診療や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金(医療保険一部負担金)を助成する「重度心身障害者医療費」や、障がいを軽減する治療等を指定自立指定医療機関で受ける場合に、自己負担1割(所得に応じて自己負担上限額あり)とする「自立支援医療費(更生医療・育成医療・精神通院医療)」の事務を行う。 ■手当の支給 日常生活において常時介護を要する在宅の重度心身障がい者(児)を対象とした「特別障害者手当」「障害児福祉手当」及び心身に中度以上の障がいのある20歳未満の障がい児を在宅で監護している保護者を対象とした「特別児童扶養手当」の支給事務を行う。 ■障害福祉サービス等の給付 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく各種障害福祉サービス等に係る支給決定を行うとともに、サービス事業所等へ給付費等の支払いを行う。 ■障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監査等に係る事務 障害福祉サービスの事業を実施しようとする事業所等の指定(更新、変更含む)を行う。 また、指定事業者等のサービス提供の状況等について定期的に個別の運営指導等を行う。

主な担当事務	① 「第三次八戸市健康増進計画」に関する事。 ② 市民健康づくり講座に関する事。 ③ 成人の健康教室・健康相談に関する事。 ④ 企業の健康づくり応援講座に関する事。 ⑤ 健康診査及びがん検診に関する事。 ⑥ がん検診初回精密検査助成事業に関する事。 ⑦ がん患者医療用補整具購入費助成事業に関する事。 ⑧ 訪問指導に関する事。 ⑨ 受動喫煙防止対策に関する事。 ⑩ 健康はちのへ 21 ポイントアプリに関する事。 ⑪ 保健推進員活動に関する事。 ⑫ 食生活改善推進員養成研修会に関する事。 ⑬ 特定給食施設等栄養管理指導事業に関する事。 ⑭ 食品表示法(保健事項)・健康増進法に係る食品表示の指導・相談に関する事。
令和7年度の 主な事務・事業	■第三次八戸市健康増進計画に基づく健康づくりの推進 第三次八戸市健康増進計画は、早世の減少と健康寿命の延伸の実現に向けて、令和6年度に策定し、健康づくりを推進している。 ■成人保健に関する事 壮年期からの健康の保持増進、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るため、健康教育、健康相談、健(検)康診査、保健指導等の保健事業を実施する。 また、改正健康増進法による受動喫煙防止対策を推進する。 ■地域の健康づくりの人材育成に関する事 地域の健康づくりのリーダーとして活動している保健推進員や、食生活改善の普及啓発を行う食生活改善推進員の育成を図る。 ■企業の健康づくり応援講座に関する事 働き盛り世代が健康で長く働くために、生活習慣病やがん予防等の知識の普及啓発を図り、事業所の健康づくりを応援する。

重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画の変更について

令和7年3月、国は重層的支援体制整備事業について、地域共生社会の在り方検討会議や財務省の予算執行調査の結果を踏まえ、関連する交付金の方向性の明示や事業要件の見直し等、大きな方針転換を示した。

当市では、令和6年度に事業計画（移行準備事業）を策定し、今年度より交付金を活用しながら、順次、各種事業に取り組む予定であったが、今般の国の方針転換を踏まえ、交付金の活用を前提としない、持続可能な重層的支援体制整備事業を推進するため、実施計画の位置付けや内容等について変更を行うもの。

1. 国の主な見直し内容

(1) 重層的支援体制整備事業交付金の方向性

国は交付金の創設により、重層的支援体制整備事業の実施を推進してきたものの、交付金は恒久的措置とせず、一定期間経過後に終了する。

(2) 多機関協働事業¹における外部委託の禁止

市町村が責任を持って直営で実施することを原則とする。

2. 当市における対応

(1) 現計画の位置付けの変更

交付金の活用を前提とする社会福祉法第106条の5の規定に基づく実施計画について、位置付けを変更する。

(2) 多機関協働のためのネットワーク推進事業の実施

多様な支援関係者の連携・協働により複雑化・多様化するニーズに対応していくため、分野横断的な多機関連携の重要性への理解促進と意識醸成を図るとともに、相互理解や顔の見える関係づくりを推進することを目的に、庁内・庁外の支援関係者を対象に連続する研修会を開催する。

(3) 持続可能な重層的支援体制整備事業の検討

令和8年度から多機関協働事業を開始するため、「多機関協働のためのネットワーク推進事業」で構築された庁内・庁外の支援関係者間のネットワークを基盤とする持続可能な重層的支援体制整備事業について検討する。

3. 今後のスケジュール

6月	○ 八戸市健康福祉審議会での報告
8月～	○ 多機関協働のためのネットワーク推進事業の開始（～翌年2月） ○ 持続可能な重層的支援体制整備事業の検討の開始

¹ 多機関協働事業…重層的支援体制整備事業の中核事業で、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例を調整し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定、支援プランの策定等、支援関係者間の連携・協働を進める事業。